

# 別府市美術館収蔵棚等設置委託業務仕様書

## 1 業務名称

別府市美術館収蔵棚等設置委託業務

## 2 業務目的

別府市美術館(以下、「当館」という)の収蔵庫設置に伴い、美術品を置く収蔵什器を調達し、設置すること。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、設置については、令和9年3月19日までにを行うこと。

## 4 業務内容

- (1)収蔵庫の内装や利用形態及び収納効率を考慮したレイアウトやサイズ等を検討し、設置計画を、発注者に提案すること。
- (2)上記提案内容に基づき発注者と協議の上、新規の収蔵什器を設置すること。
- (3)収蔵什器の設置前及び設置後に空気質環境調査を実施し、結果を報告すること。

## 5 収蔵棚仕様等

下記仕様を満たす収蔵什器として、積算上(株)クマヒラ製文化財保存設備を参考商品とした、別紙「参考数量表」を参考とすること。同等品以上の品質・性能を有するものであれば、これに限るものではない。

### 【スチール製収蔵棚】

- (1)本体構造は、長時間の使用に耐え、歪み及び構成部材の結合部の緩みが生じないような一体構造で、耐震性を有するものとする。
- (2)適宜固定や連結等により転倒防止策を講じること。
- (3)最下段の棚板(地板)については、床から 200mm 以上の空間を開けた仕様とすること。
- (4)1 段当たりの積載質量は等分布荷重にて 300 kg、棚 1 台当たりの積載質量は 3000 kg とすること。
- (5)側受、背受を取り付けること。
- (6)棚板には中性紙ボードを固定すること。
- (7)落下防止ベルトを取り付けること。ベルトは 40mm 幅以上で、アジャスター等により長さの調整ができるものであること。
- (8)1 段、2 段の額装棚については、400～500 mmの間隔にて中仕切りの丸パイプを取り付けること。その材質はステンレス製とすること。
- (9)グリーン購入法適合商品であること。

(10)塗装は、庫内環境及び揮発性有害物質(VOC)を考慮し、粉体塗装を使用すること。塗装色はホワイト系で色見本を提出し、承諾を得ること。

(11)一定の品質を確保するため、日本産業規格(JIS S 1039 書架・物品棚)、もしくはISO9001またはISO14001の認証取得工場にて製作された製品とすること。

#### 【木製箆筥】

(1)美需品に悪影響を及ぼす、文化財汚染ガス等放散の影響の少ない材料とし、木材の含水率は15%以下のものを使用すること。また、乾燥履歴が明確な材料であること。

(2)表面仕上げは美術品保護の観点から、VOC 放散の少ない塗料または無塗装仕上げとすること。

(3)引出しは6段とし、円滑な開閉が可能なレール機構を備えること。

(4)引き出し1段あたり20kg以上、棚全体で150kg以上の均等荷重に耐えること。

### 6 設置条件等

(1)作業体制として、文化財IPMコーディネーターの資格を有する作業員を含めること。

(2)スケジュール調整に関しては、契約締結後に当館担当者と協議のうえ実施すること。なお、納入期限までに搬入、設置を終える設置計画書並びに工程表を作成し、発注者へ提出し、承諾を得ること。

(3)事前に収蔵庫の寸法、搬入経路、床耐荷重を確認すること。

(4)什器の搬入経路については、事前に承認を得ること。搬入時及び搬入後に、製品及び建築物・設備等を破損しないよう養生を施すこと。万が一損傷が生じた場合は、受注者の負担により現状に復すこと。

(5)主に収蔵庫内での作業であることから、作業服や上履き等の作業環境の清潔を心がけること。

(6)業務を行う時間は当館開館時間(10時～17時)を基本とすること。

(7)個々の物品は、組み立て、使用可能な状態で設置し、不要な梱包材は持ち帰ること。

### 7 保守体制等

(1)保証期間は検収後1年とし、設計・製作・施工の不備により生じた不具合は、速やかに無償で修復すること。

(2)保守サービス拠点が九州にあり、異常発生時には、速やかに対応できる体制が確保されていること。

(3)印刷された日本語版取扱説明書を2部提出すること。

### 8 履行場所

別府市美術館 1階 収蔵庫

別府市大字別府字野口原 3030 番地 16

### 9 検査及び引き渡し

- (1) 什器の設置前及び設置後に、北川式ガス検知管を使用した検知管法で空気質環境調査を実施すること。測定対象物質は、有機酸(酢酸)、アンモニア、ホルムアルデヒドの3物資とする。測定結果については速やかに報告書を提出すること。
- (2) 受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- (3) 発注者は、業務完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。